

令和7年度水質検査計画表

○印は浄水 ●印は原水

水質検査項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備	考	規定基準値	令和5年度実績	令和4年度実績	令和3年度実績	令和2年度実績	令和1年度実績
1	一般細菌	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	規定により、省略不可項目のため毎月の実施とする。	水源上流に水又は汚染物質を排出する恐れのある施設がなく、水質が大きく変わる恐れが少ないと認められ、尚且つ過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下のため、規定により検査回数を省略して3年に1回とする。その第8回目をR7年度に実施する。	100個/mL以下	0	0	0	0	0
2	大腸菌	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○			検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物			○	●											0.01mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
4	水銀及びその化合物			○	●											0.0005mg/L以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物			○	●											0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物			○	●											0.01mg/L以下	0.001	0.001	0.001	<0.001	0.001
7	ヒ素及びその化合物			○	●											0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
8	六価クロム化合物			○	●											0.05mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
9	亜硫酸態窒素			○	●											0.04mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	0.007	<0.004
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○	●			○			○		○	規定により、省略不可項目のため3月に1回の実施とする。	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
11	硝酸性窒素及び亜硝酸態窒素			○	●									水源上流に水又は汚染物質を排出する恐れのある施設がなく、水質が大きく変わる恐れが少ないと認められ、尚かつ過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下のため、規定により検査回数を省略して3年に1回とする。その第8回目をR7年度に実施する。	10mg/L以下	0.17	0.17	0.14	0.14	0.18	
12	フッ素及びその化合物			○	●										0.8mg/L以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	
13	ホウ素及びその化合物			○	●										1.0mg/L以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	
14	四塩化炭素			○	●										0.002mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
15	1,4-ジオキサン			○	●										0.05mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○	●										0.04mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
17	ジクロロメタン			○	●										0.02mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
18	テトラクロロエチレン			○	●										0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
19	トリクロロエチレン			○	●										0.03mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
20	ベンゼン			○	●									0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
21	塩素酸			○				○			○		○	過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、過去3年間の検査結果も1/10以下であることから、検査を行う必要がないと判断できるので、規定により回数を省略して3年に1回とする。その第8回目をR7年度に実施する。	0.6mg/L以下	0.19	<0.06	<0.06	<0.06	0.068	
22	クロロ酢酸			○				○			○		○		0.02mg/L以下	0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
23	クロロホルム			○				○			○		○		0.06mg/L以下	0.014	0.003	<0.001	0.003	0.0043	
24	ジクロロ酢酸			○				○			○		○		0.03mg/L以下	0.01	0.006	0.001	0.004	0.004	
25	ジブロモクロロメタン			○				○			○		○		0.1mg/L以下	0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.0010	
26	臭素酸			○				○			○		○		0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)			○				○			○		○		0.1mg/L以下	0.021	0.012	0.002	0.005	0.0068	
28	トリクロロ酢酸			○				○			○		○		0.03mg/L以下	0.013	0.003	0.001	0.002	0.003	
29	ブロモジクロロメタン			○				○			○		○		0.03mg/L以下	0.006	0.002	0.001	0.002	0.0025	
30	ブロモホルム			○				○			○		○		0.09mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0010	
31	ホルムアルデヒド			○				○			○		○		0.08mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	
32	亜鉛及びその化合物			○	●									過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、過去3年間の検査結果も1/10以下であることから、検査を行う必要がないと判断できるので、規定により回数を省略して3年に1回とする。その第8回目をR7年度に実施する。	1.0mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
33	アルミニウム及びその化合物			○	●										0.2mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	0.03	<0.01	
34	鉄及びその化合物			○	●									過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、過去3年間の検査結果も1/10以下であることから、検査を行う必要がないと判断できるので、規定により回数を省略して3年に1回とする。その第8回目をR7年度に実施する。	0.3mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	0.04	<0.01	
35	銅及びその化合物			○	●										1.0mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
36	ナトリウム及びその化合物			○	●									過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、過去3年間の検査結果も1/5以下であること、さらに水源及びその周辺の状況を勘案しても、急激な変化がうかがえないので、検査を省略できると判断し。規定により回数を省略し年に1回とする。	200mg/L以下	7.5	7.5	6.9	7.1	6.9	
37	マンガン及びその化合物			○	●										0.05mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.003	<0.001	
38	塩化物イオン	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	自動連続測定・記録を行っていれば省略可能であるが、設備がないので、規定とおり毎月検査を実施する。	200mg/L以下	7.7	7.8	8.1	7	7.3	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○	●									過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案しても、急激な変化がうかがえないので、検査を行う必要がないことが明らかであることが認められるので、回数を省略し年に1回とする。	300mg/L以下	24	24	22	23	22	
40	蒸発残留物			○	●									過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、過去3年間の検査結果も1/5以下であること、さらに水源及びその周辺の状況を勘案しても、急激な変化がうかがえないので、検査を省略できると判断し。規定により回数を省略し年に1回とする。	500mg/L以下	86	89	75	75	72	
41	陰イオン界面活性剤			○	●										過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案しても、急激な変化がうかがえないので、検査を行う必要がないことが明らかであることが認められるので、回数を省略し年に1回とする。	0.2mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
42	ジェオスミン				●			○								0.00001mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
43	2-メチルイソボルネオール				●			○								0.00001mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
44	非イオン界面活性剤			○	●											0.02mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
45	フェノール類			○	●									0.005mg/L以下		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	自動連続測定・記録を行っていれば省略可能であるが、設備がないので、規定とおり毎月検査を実施する。	3mg/L以下	1	0.4	0.4	0.5	0.5	
47	pH値			○	●			○			○		○	自動連続測定・記録を行っているため、規定により検査回数を省略して3月に1回とする。	5.8以上8.6以下	7.4	7.4	7.3	7.2	7.22	
48	味	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	自動連続測定・記録を行っていれば省略可能であるが、設備がないので、規定とおり毎月検査を実施する。	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
49	臭気	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○		異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
50	色度	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○		5度以下	1.1	0.4	<0.1	0.6	0.7	
51	濁度			○	●			○			○		○		自動連続測定・記録を行っているため、規定により検査回数を省略して3月に1回の検査を実施する。	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.01
	合 計	7	7	49	40	7	7	23	7	7	21	7	7	21							

＜原水＞

嫌気性芽胞菌 指標菌検査	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				13	1	不検出	不検出	1.08
大腸菌(最確数法による定量試験)指標菌検査	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				350	130	<1.8	23	10.38
グリフトスホリジウム等(原虫検査)				●			●			●			●				不検出	不検出	不検出	不検出	不検出

※ 採水場所は、給水区域内の給水栓より随時場所を変更し採取する。

※ 水質検査の委託先: 毎年見積合わせにより業者を決定し、実施する。

※ 臨時の水質検査は、定期検査を委託している業者へ別途依頼する。

※ 原水全項目検査は、上記の21番塩素酸から31番ホルムアルデヒドまでを除く40項目を6月に実施する。